

広陵町 産後ケア事業のご案内

お母さんと赤ちゃんが健やかに、安心して子育てにのぞめるよう、町と契約している施設で助産師などによる心身のケアや育児のアドバイスが受けられます

● 利用できる人

広陵町に居住する出産日から1年未満の赤ちゃんとお母さんで、次のいずれかに当てはまる人。

- ① お母さんの体調に不安がある ② 育児についての不安がある
- ③ 家事・育児を手伝ってくれる人がいない

その他、専門スタッフからのからだ・こころ・育児のサポートを必要とする方
(お母さん、赤ちゃんに感染症の疑いがある場合や、入院加療が必要な場合は利用できません)

*事前の利用申請が必要です。まずは、けんこう推進課にご相談ください。

● 産後ケアの内容

助産師による育児相談・授乳などの育児方法の指導、お母さんのこころのサポートなど

● 利用の流れ

① 利用申請

けんこう推進課に、利用登録申請書兼同意書を提出してください。申請は出生届出後から可能です。お母さんやお子様の様子、育児の状況などについてお伺いします。

申請に必要なもの

産後ケア事業利用登録申請書兼同意書(ホームページからダウンロードも可能)、
申請者の本人確認ができる書類(マイナンバーカード等)、母子健康手帳

② 産後ケア事業利用券を交付

即日、利用券を交付します。(郵送での手続きの際は、利用券を郵送します。)

利用券で利用可能な回数(泊数)は宿泊型3泊、通所型7回、訪問型3回です。

③ 利用施設に予約(利用可能な施設は表1をご確認ください。)

利用を希望する施設に問い合わせ、産後ケア事業利用券に記載されている利用券番号を伝え予約してください。(利用できる施設は変更となる可能性があります。)

④ サービスの利用

利用時に必要なもの：産後ケア事業利用券、母子健康手帳、自己負担金*¹

※その他の持ち物は施設により異なります。各施設の案内をご覧ください。

該当する利用券に母子の氏名や産後ケア利用の目的等記入し、施設に提出し、サービスを受けてください。

(産後ケア事業利用券の持参がない場合、サービスの利用が受けられませんのでご注意ください)

*¹課税世帯、非課税世帯、生活保護世帯で自己負担金は異なります。(表2)

また多胎の場合は加算があります。(表3)

◆ 注意事項

- 産後ケアを利用できるのは、出産日から1年未満（誕生日の前日まで）です。但し、施設によって利用できる月齢や条件があります。（表2）
- 利用決定後にキャンセルされる場合は休業日を除く2日前の17時までに利用施設へご連絡ください。
施設によっては施設が定めたキャンセル料が発生します。詳細については利用予約の際に施設へ必ずご確認ください。
- 食事アレルギーがある際は、必ず利用施設への予約の際に伝えてください。
- 自己負担金は、4月から6月までの期間に利用する場合、前年度の課税状況により認定し、7月から3月までの期間に利用する場合は、当該年度の課税状況により認定します。**利用券の右上に利用料区分をご確認ください。**
課税状況が変更になった場合は、手続きが必要です。けんこう推進課口にて再度申請してください。
- お母さんや赤ちゃんに感染症などが疑われる場合は、感染症拡大予防のために産後ケアの利用はキャンセルしてください。
- 利用施設によっては利用予約の開始日時が定められています。
詳細は施設のホームページやリーフレットをご覧ください。直接施設へお問い合わせください。
- 利用施設は追加、変更される場合があります。最新情報はホームページを確認してください。



最新情報はこちらからご確認ください

産後ケアを利用後も広陵町の保健師、助産師、管理栄養士が相談に応じます。



申し込み・問い合わせ先

広陵町けんこう福祉部 けんこう推進課
広陵町大字笠161番地2 広陵町総合保健福祉会館（さわやかホール）
TEL：0745-55-6887（土・日・祝を除く 8：30～17：15）